

敦賀市営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用Q & A

Q1. 著しく乖離」する場合とは、どの程度を指すのか。

A1. 工事当初に見込んでいた作業不能日数と大きく乖離し、工期を延長しなければ休日作業又は時間外作業が必須となってしまう等、適正工期が確保できなくなる場合を指します。

Q2. 実施工程を検討するにあたって、設計時に見込んでいる作業不能日を考慮し、作業日を減らす必要はあるのか。

A2. 作業不能日については観測地（敦賀）の過去5年間の平均値を採用し、当初設計の工期に見込んでいますが、実際の作業日数を拘束するものではありません。

Q3. WBGT値が31以上を観測した日に、作業を行ってはいけないのか。

A3. 作業場の環境を快適に整える等、一般的な熱中症対策を行った場合は作業を継続することは可能です。

Q4. 一般的な熱中症対策を行い、WBGT値が31以上であっても作業を行った場合、この時間は工期中の作業不能日数を算定する際、算入できないのか。

A4. 作業を行った場合、作業不能日数の対象となりません。

Q5. 「工期の変更に係る取扱い」に「契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定」とあるが、記録が必要なのか。

A5. 工事記録（週報）等により監督員への報告が必要になります。

Q6. 環境省の熱中症予防情報サイトでは、時間単位のWBGT値の記録があるが、31未満の数値を含んで31以上が半日続く場合がある。途中の1時間だけ働くというの現実的ではないので、せめて半日単位で算定してほしい。

A6. 運用のとおり、時間単位で算定することになります。

Q7. 現場にWBGT測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となり得るか。

A7. ISO 7243/JIS Z 8504 や JIS B 7922 の機器を使用し、就業時間内の時間毎記録が提示できれば、工期変更の資料となり得ます。

Q8. 現場にWBGT測定器を設置した場合は、設置に要した費用を請求できるか。

A8. 共通仮設費率及び現場管理費率に含まれています。

Q9. 室内が主な工事、足場内が主な工事等の場合は、どこでどのように計測するのか。

A9. 環境省の熱中症予防情報サイトを引用しない場合は、実際の作業環境に近いところ

で計測してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとします。

Q10. 週休2日工事の休日においてWBGT値が31以上の場合、作業不能日数に算入できるのか。

A10. 算入できません。工事当初に見込んでいる作業不能日数は、敦賀市の休日を定める条例（平成元年敦賀市条例第25号）に規定する休日及び夏季休暇（3日）を除いた工期を対象に算定しています。

Q11. 工期の変更を協議する場合、どのような記録を提出すればよいか。

A11. 月報等に、日毎の現場作業時間、休息时间及び時間毎のWBGT値を記入し、監督職員に提出してください。WBGT値計測器を用いて暑さ指数（WBGT値）を計測した場合は、機器の仕様及び計測状況（写真等）が判るものも合わせて提出してください。

Q12. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、工事の始期日及び終期日の設定にあたっては、作業不能日数を含めて設定すればよいか。

A12. 作業不能日数を含めて設定してください。

Q13. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、工事の始期日及び終期日を受注者が設定する時、特記仕様書に記載の猛暑により見込まれる作業不能日数はどのように取り扱うのか。

A13. 受注者が設定した工事の始期日から終期日の期間に見込まれる作業不能日数とよみかえることとなります。受注者が設定した工事の始期日から終期日の期間における作業不能日数を算定しなおし、工事の始終期日通知書（様式第1号）に記載してください。

Q14. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、猛暑により見込まれる作業不能日数はどのように算定すればよいか。

A14. 受注者が設定した工事の始期から終期の期間において、「敦賀市営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用」に記載の内容で算定してください。